

(2) 大気汚染緊急時発令基準

物質	注意報基準	警報基準
硫黄酸化物	次のいずれかに該当する場合 ア 0.2ppm以上が3時間継続した場合 イ 0.3ppm以上が2時間継続した場合 ウ 0.5ppm以上になった場合 エ 48時間平均値が0.15ppm以上になった場合	次のいずれかに該当する場合 ア 0.5ppm以上が3時間継続した場合 イ 0.7ppm以上が2時間継続した場合
浮遊粒子状物質	2.0mg/m <sup>3</sup> 以上が2時間継続した場合	3.0mg/m <sup>3</sup> 以上が3時間継続した場合
一酸化炭素	30ppm以上になった場合	50ppm以上になった場合
二酸化窒素	0.5ppm以上になった場合	1ppm以上になった場合
オゾン	0.12ppm以上になった場合	0.4ppm以上になった場合
備考		
<p>1 濃度の表示は特にことわりのない限り1時間平均値とする。</p> <p>2 注意報又は警報の基準に該当し、かつ、気象条件からみて大気汚染の状況が継続すると認められるときに、該地域に注意報又は警報を発令する。</p> <p>3 注意報又は警報の基準未満が2時間継続し、気象条件から緊急事態を脱したと認めるときに、注意報又は警報を解除する。警報を解除したときは、注意報に切り替える。</p>		

(3) 微小粒子状物質 (PM<sub>2.5</sub>) の注意喚起の判断基準

ア 注意喚起の判断基準

1 日平均値が暫定的な指針となる値を超えると予想される場合

(ア) 注意喚起を行う暫定的な指針となる値

1日平均値：70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$

(イ) 注意喚起を行う判断方法

a 午前中の早めの時間での判断方法

当該日の午前5時、6時、7時の1時間値の平均値が85 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合

b 午後からの活動に備えた判断方法

当該日の午前5時から12時までの1時間値の平均値が80 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合

※ 1時間値の平均値は、測定局単位で計算する。

※ 県内測定局のいずれか1局でも超えれば県内全域に注意喚起を行う。

イ 注意喚起の解除

当該日の24時をもって自動解除